

申告はお済みですか？

償却資産(固定資産税)の申告は1月31日(木)まで

平成25年1月1日現在で美郷町内に償却資産を所有している方(所有者が判明しない資産については使用している方)は、平成25年度償却資産として申告する必要があります。

平成24年中に申告された方および課税された方には申告書を送付していますが、送付されない方であっても、償却資産を所有している場合は申告してください。

申告用紙配布
申請場所

- ・役場税務課
- ・六郷出張所
- ・仙南出張所

申請期限

1月31日(木)

Q.1 償却資産ってなんですか？

A.1 償却資産とは農業や工業、商業などを営んでいる方が、その事業のために用いることができる土地、家屋以外の事業用資産(構造物・機械・器具・備品等)です。ただし、次のものは償却資産(固定資産税)に含みません。

- ①耐用年数が1年未満の資産
- ②取得価格が10万円未満の少額償却資産
- ③取得価格が20万円未満の一括償却資産
- ④自動車税や軽自動車税の課税対象となるもの

Q.2 使っていない資産も申告の対象になりますか？

A.2 まだ使用していない、または現在使用してなくても稼働可能な資産は申告の対象となります。簿外資産、償却済資産(減価償却の終わった資産)も事業に使用できる状態で所有していれば申告の対象となります。

Q.3 償却資産が少ないのですが申告が必要ですか？

A.3 償却資産の所有者は法令により申告する義務があります。資産の多少にかかわらず申告しなければなりません。

問い合わせ ● 町税務課 ☎0187(84)4902(内線1302)

1月31日(木)は国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の納期限です

納め忘れがないか
ご確認ください

■各税の納期限(口座振替日)

項目	期別	納期限(口座振替日)	期別	納期限(口座振替日)
町県民税(普通徴収)			4期	12月28日(金)
国民健康保険税(普通徴収)	7期	1月31日(木)	6期	12月28日(金)
後期高齢者医療保険料(普通徴収)	7期	1月31日(木)	6期	1月4日(金)

■町税や各種使用料の納付には、口座振替が利用できません。

- ①町税 ②簡易水道料金 ③下水道使用料
- ④農業集落排水施設使用料 ⑤住宅使用料
- ⑥保育園保育料 ⑦児童クラブ利用料
- ⑧幼稚園授業料 ⑨学校給食費
- ⑩下水道受益者負担金 ⑪後期高齢者医療保険料

口座振替がとても便利です

～口座振替のメリット～

- ・料金のお支払いに向く手間が省けます。
- ・お支払いのうっかり忘れがなくなります。
- ・お支払いの用紙を紛失してしまう心配がなくなります。
- ・手数料はかかりません。

口座振替を希望する方は
次の取り扱い金融機関でお申し込みください。

- 秋田銀行 ○北都銀行 ○羽後信用金庫
 - 秋田おばこ農協 ○秋田ふるさと農協 ○ゆうちょ銀行
- ※手続きには通帳と金融機関に届け出している印鑑が必要です。

※失業、倒産、破産、災害や病気などのやむを得ない事情により、税の納付が難しい場合は、お早めに税務課にご相談ください。

問い合わせ ● 町税務課 ☎0187(84)4902

**インターネットで確定申告をしてみませんか？
e-Tax講習会(初心者向け)を開催します**

e-Tax (イータックス) とは、インターネットを利用して自宅でも確定申告ができる納税システムのことです。「言葉は聞いたことがあるけど難しそう、操作がよくわからない」という方にも安心して利用していただけるよう、操作方法や確定申告書の送付までを体験できる講習会を開催します。

- 日 時** ● 2月12日(火) ①午後6時～午後7時、
②午後7時～午後8時
- 定 員** ● ①3名、②3名
- 会 場** ● 美郷町役場
- 参 加 料** ● 無料
- 申込期間** ● 1月4日(金)～1月28日(月)
※定員になり次第、受付を終了します。

持ち物 ●

- ・ 住民基本台帳カードおよび電子証明書
※お持ちでない方は、講習会当日までにご準備ください。カードの発行には、申請後10日から2週間程度かかります。手数料は1,000円です。詳しくは役場住民生活課までお問い合わせください。
- ・ 源泉徴収票や各種控除証明書、医療費の領収書など確定申告に必要な書類
※農業等の事業所得がある方は、収支内訳書または帳簿等をご持参ください。
- ・ 筆記用具、電卓
- ・ USBメモリ
※USBメモリがある方は、作成・申告したデータを持ち帰ることができます。

問い合わせ ● 町税務課 ☎0187(84)4902

**免税軽油制度は平成27年3月31日まで延長になりました
2月14日(木)、15日(金)は農業用軽油の免税証交付申請受付日です**

農業用機械に軽油を使用する場合は、免税証と引き換えに軽油を引き取ることで軽油引取税が免税されます。免税証の交付には申請が必要です。希望される方は必要書類を持参し、次のとおり申請手続きをしてください。

■注意事項

- ①申請書を事前に記入のうえ、受付会場にお越しください。
- ②使用者証の有効期限が耕作期間中に到来する場合は、更新申請が必要です。
- ③共同申請で、使用者が加わる場合は新規申請、使用者の脱退等がある場合は書換申請が必要になります。なお、申請者全員の印鑑と耕作証明書が必要になります。
- ④免税軽油使用者証の交付手数料(県証紙400円)は、免税証の交付時に納付していただきます。

対象地区	日 時	会 場
六郷 仙南	2月14日(木) 午前10時～午前11時30分 午後1時～午後3時30分	美郷町役場 2階会議室
六郷 千畑	2月15日(金) 午前10時～午前11時30分 午後1時～午後3時30分	美郷町役場 2階会議室

※原則、上記期間以外は受付を行いませんので、交付を希望する場合は必ず受付をしてください。

■必要書類

	申請区分			
	新規	更新	継続	書換
免税軽油使用者証	—	○	○	○
機械の購入証明書	○	—	—	○
免税軽油使用者証交付申請書	○	○	—	—
誓約書	○	○	—	—
秋田県証紙(400円)	○	○	—	—
免税証交付申請書	○	○	○	○
耕作証明書(農業委員会発行)	○	○	○	○
免税軽油の引取に係る報告書(平成24年引取分)	—	○	○	○
免税軽油の納品書または購入証明書(平成24年購入分)	—	○	○	○
印鑑	○	○	○	○
未使用の免税証	—	○	○	○

問い合わせ ● 秋田県総合県税事務所仙北支所
(仙北地域振興局庁舎内) ☎0187(63)5222